

**厚生保険特別会計(児童手当勘定)**

**平成14年度省庁別財務書類**

## 児 童 手 当 制 度 の 概 要

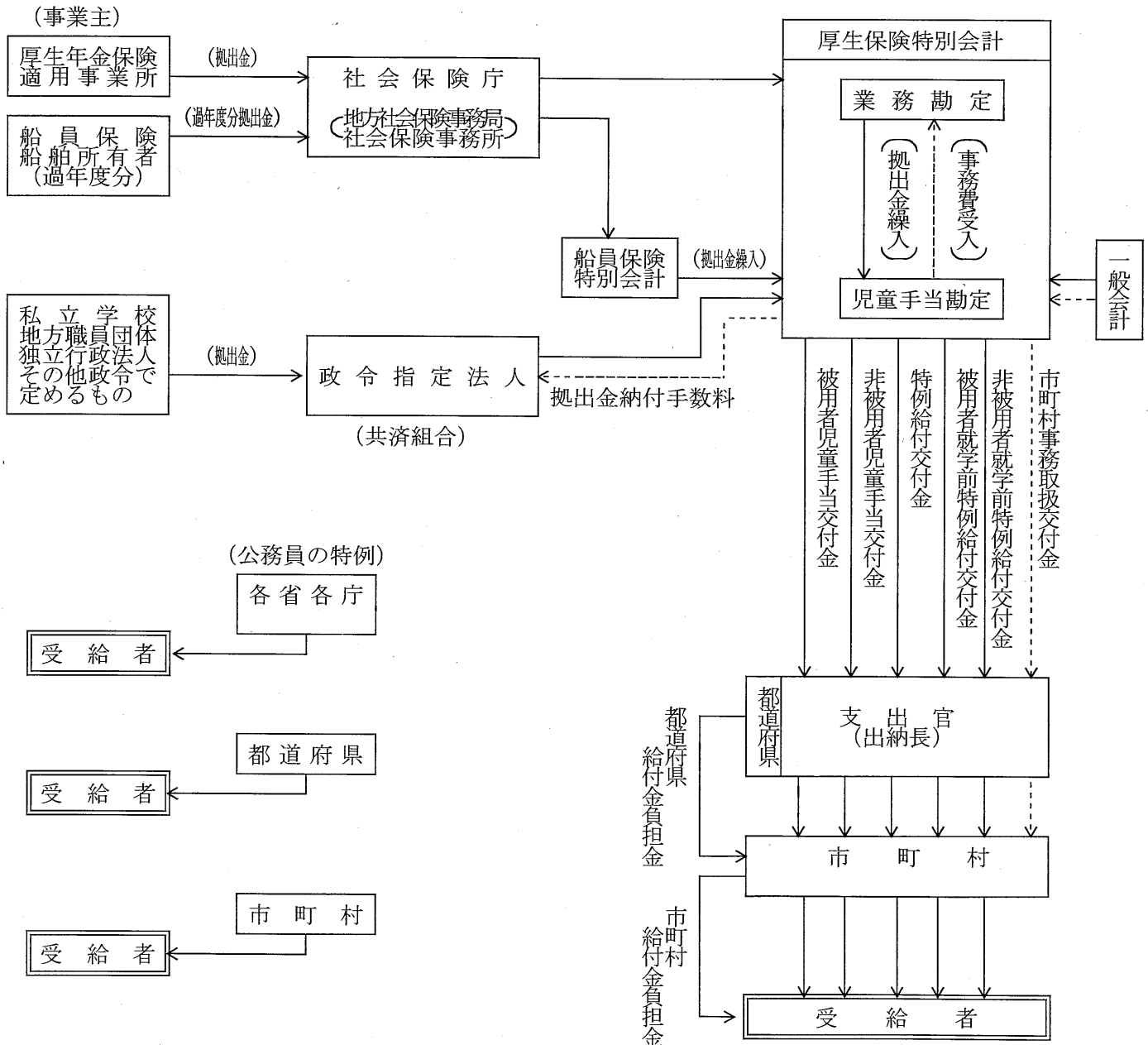
制 度 の 目 的	○児童養育家庭の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資する										
支 給 対 象 手 当 額 支 払 期 月	○義務教育就学前の児童（6歳に到達後初めての年度末まで） ○第1子： 5,000円、 第2子： 5,000円 第3子以降：10,000円 ○支払期月：毎年2月、6月及び10月（各前月までの分を支払）										
所 得 制 限 4人世帯（夫婦 と児童2人）の 所得（収入：所 得の換算値）	○所得限度額 所得：415.0万円未満（収入ベース：596.3万円未満） （所得制限により手当を受けられない被用者及び公務員に支給される特例給付の場合 所得：574.0万円未満（収入ベース：780.0万円未満）										
費 用 負 担	【0歳～3歳未満 児童手当等】 [被用者] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">事業主 7/10</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">国 2/10</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">地方 1/10</td> </tr> </table> [特例給付] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">事業主 10/10</td> </tr> </table> [非被用者] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">国 2/3</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">地方 1/3</td> </tr> </table> [公務員] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">所属庁 10/10</td> </tr> </table> 【3歳～義務教育就学前 就学前特例給付】 [被用者・非被用者] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">国 2/3</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">地方 1/3</td> </tr> </table> [公務員] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">所属庁 10/10</td> </tr> </table>	事業主 7/10	国 2/10	地方 1/10	事業主 10/10	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10
事業主 7/10	国 2/10	地方 1/10									
事業主 10/10											
国 2/3	地方 1/3										
所属庁 10/10											
国 2/3	地方 1/3										
所属庁 10/10											
事業主拠出金	○厚生年金保険等被用者年金制度の適用事業所の事業主が負担 ○拠出金の額は、厚生年金保険等被用者年金の標準報酬月額を賦課標準として、これに拠出金率を乗じて得た額 拠出金率（平成14年度：1.1/1,000）										

# 厚生保険特別会計児童手当勘定について

## 1 概説

この勘定は、「児童手当法」(昭 46 法 73) に基づく児童手当及び特例給付等に関する収支を經理するもので、児童手当交付金等に充てるための業務勘定よりの受入金「児童手当法」第 20 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの者よりの拠出金並びに国庫負担金を主な財源として児童手当交付金等の支出を行っている。

## 2 児童手当に関する会計組織



(注) 実線は事業費、点線は事務費である。

貸借対照表

厚生保険特別会計児童手当勘定

(単位:百万円)

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	平成14年3月31日	平成15年3月31日		平成14年3月31日	平成15年3月31日
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	85,655	82,143	未払金	48,653	49,443
未収金	17,475	17,448	賞与引当金	8	9
未収収益	31,177	31,995	退職給付引当金	235	231
他会計繰入未収金	2,882	2,819			
貸倒引当金	△ 219	△ 254			
有形固定資産	37,689	37,323			
国有財産(公共用財産を除く)	37,640	37,281			
土地	27,808	27,808	負債合計	48,897	49,684
立木竹	8	8			
建物	7,363	7,001	<資産・負債差額の部>		
工作物	2,459	2,461	資産・負債差額	125,806	121,897
物品	49	42			
無形固定資産	43	106			
資産合計	174,704	171,582	負債及び資産・負債差額合計	174,704	171,582

## 業務費用計算書

厚生保険特別会計児童手当勘定

(単位:百万円)

本会計年度	
自 平成14年4月1日	
至 平成15年3月31日	
人件費	166
賞与引当金繰入額	9
退職給付引当金戻入額	△ 3
補助金等	324,734
委託費	8,211
業務勘定への繰入	1,823
庁費等	374
その他の経費	5
減価償却費	613
貸倒引当金繰入額	34
資産処分損益	66
本年度業務費用合計	336,037

## 資産・負債差額増減計算書

厚生保険特別会計児童手当勘定

(単位:百万円)

	本会計年度
	自 平成14年4月 1日
	至 平成15年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	125,806
II 本年度業務費用合計	△ 336,037
III 財源	332,127
1 自己収入	4,646
拠出金収入	2,948
運用益	10
その他の財源	1,687
2 他会計(勘定)からの受入	327,481
一般会計からの受入	192,414
業務勘定からの受入	135,066
IV 無償所管換等	—
V 資産評価差額	—
VI その他資産・負債差額の増減	—
VII 本年度末資産・負債差額	121,897

## 区分別収支計算書

厚生保険特別会計児童手当勘定

(単位:百万円)

	本会計年度
	自 平成14年4月1日
	至 平成15年3月31日
<b>I 業務収支</b>	
<b>1 財源</b>	
業務対価見合収入	2,948
運用収入	11
その他の収入	1,687
一般会計からの受入	191,595
業務勘定からの受入	135,157
前年度剰余金受入	19,679
財源合計	351,080
<b>2 業務支出</b>	
(1)業務支出(施設整備支出を除く)	
人件費	△ 174
補助金等	△ 323,943
委託費	△ 8,211
業務勘定への繰入	△ 1,825
庁費等の支出	△ 446
その他の支出	△ 5
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 334,606
(2)施設整備支出	
建物に係る支出	△ 4
工作物に係る支出	△ 300
施設整備支出合計	△ 305
業務支出合計	△ 334,911
業務収支	16,168
本年度収支	16,168
資金からの受入	—
資金への繰入	△ 3,493
翌年度歳入繰入	12,675
収支に関する換算差額	—
資金本年度末残高	69,468
その他歳計外現金・預金本年度末残高	—
本年度末現金・預金残高	82,143

## 注記

### 1. 重要な会計方針

#### 1. 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

##### (1)有形固定資産

建物、工作物

定率法により減価償却を行っている。

物品

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数を基準とし、残存価格を取得原価の10%とした定率法により減価償却を行っている。

##### (2)無形固定資産

ソフトウェアは、取得年度の翌年度から利用可能期間(5年間)に基づく定額法により減価償却をしている。

#### 2. 引当金の計上基準及び計算方法

##### (1)貸倒引当金

未収金について過去3年間の貸倒実績率に基づく貸倒引当金を計上。

##### (2)賞与引当金

職員の賞与の支払に備えるため支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により算出している。

期末手当  $\text{翌年度期末手当予算額} \times \text{6月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 1/3$

勤勉手当  $\text{翌年度期末手当予算額} \times \text{6月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 1/3$

##### (3)退職給付引当金（恩給給付費、整理資源及び国家公務員災害補償年金に係る退職給付引当金を除く）

職員の退職金の支払に備えるため期末要支給額を下記の計算方法により算出している。

$\text{経験年数階層毎人員数} \times \text{平均俸給額} \times \text{退職手当支給率}$



### 3. 翌年度以降支出予定額

歳出予算の繰越 37 百万円

### 4. 出納整理期間

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

### 5. 財政法第44条の資金の名称、根拠法令及び内容

資金名 : 積立金

根拠法令 : 厚生保険特別会計法第8条の2

内容 : 決算上の剰余金を積み立てるために設置。

### 6. 業務費用計算書における収益の計上

「退職給付引当金戻入額」において、退職給付引当金の戻入益（退職給付引当金減少額）3百万円が計上されている。

### 7. 各財務書類における表示科目の説明

#### <貸借対照表>

- ・ 「現金・預金」には、当該年度末における支払元受高たる現金と決算剰余金と資金運用部に預託した預託金との合計額を計上している。
- ・ 「未収金」には、当該年度末における当該年度分、過年度分の雑収入等の未収額を計上している。
- ・ 「未収収益」には、預金利子等に係る当年度経過分の利子を計上している。
- ・ 「他会計繰入未収金」には、積立金に対し一般会計からの受入金として収納すべき未収額を計上している。
- ・ 「貸倒引当金」には、未収金等の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・ 「土地」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている土地の台帳価格を計上している。
- ・ 「立木竹」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている立木竹の台帳価格を計上している。
- ・ 「建物」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている建物の台帳価格を計上している。
- ・ 「工作物」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている工作物の台帳価格を計上している。
- ・ 「物品」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている重要な機械器具の台帳価格を計上している。

- ・ 「無形固定資産」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている地上権、地役権、施設利用権、著作権等の台帳価格を計上している。
- ・ 「未払金」には、当該年度末における児童手当拠出金の児童手当勘定への繰入額等の未払額を計上している。
- ・ 「賞与引当金」には、期末手当及び勤勉手当のうち当期負担額を計上している。
- ・ 「退職給付引当金」には、職員に係る退職手当、遺族保証年金及び整理資源に係る引当金を計上している。

#### <業務費用計算書>

- ・ 「人件費」には、職員に係る人件費を計上している。
- ・ 「賞与引当金繰入額」には、賞与支給見込額のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・ 「退職給付引当金戻入額」には、職員に係る退職手当、遺族保証年金及び整理資源に係る引当額のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・ 「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項に規定する補助金等を計上している。
- ・ 「委託費」には、補助金等に該当しない、対価性のある委託費及び交付金等を計上している。
- ・ 「業務勘定への繰入」には、厚生保険特別会計法第6条の規定により、児童手当拠出金の徴収に関する費用等に充てるため、業務勘定へ繰り入れる額を計上している。
- ・ 「庁費等」には、庁費及び電子計算機借料等の物件費等を計上している。
- ・ 「その他の経費」には、旅費、賠償償還及び払戻金、貨幣交換差減補填金等の経費を計上している。
- ・ 「減価償却費」には、建物、工作物等の償却資産に係る減価償却費を計上している。
- ・ 「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒に伴う費用及び損失のうち当該年度の負担額を計上している。
- ・ 「資産処分損益」には、たな卸資産、固定資産に係る処分損益を計上している。

#### <資産・負債差額増減計算書>

- ・ 「前年度末資産・負債差額」には、前年度貸借対照表における資産・負債差額を計上している。
- ・ 「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書における本年度業務費用合計を計上している。
- ・ 「財源」には、自己収入と他会計からの受入の合計額を計上している。
- ・ 「自己収入」には、保険料収入等とその他の財源を計上している。
- ・ 「拠出金収入」には、児童手当拠出金収入等の拠出金収入額を計上している。
- ・ 「運用益」には、運用寄託金に係る利子収入等を計上している。
- ・ 「その他の財源」には、雑収入に係る収入額を計上している。
- ・ 「他会計（勘定）からの受入」には、一般会計等からの受入額を計上している。
- ・ 「一般会計からの受入」には、国民年金法等の一部を改正する法律第79条の規定による、健康保険給付費及び厚生年金保険給付費財源の受入額等を計上している。

- ・ 「業務勘定からの受入」には、厚生保険特別会計法第6条の規定により、業務勘定より受け入れる児童手当拠出金収入を計上している。
- ・ 「本年度末資産・負債差額」には、前年度末資産・負債差額に本年度業務費用合計、財源、無償所管換等を加減した額を計上している。

#### <区分別収支計算書>

- ・ 「業務対価見合収入」には、児童手当拠出金収入を計上している。
- ・ 「運用収入」には、運用寄託金に係る利子収入等を計上している。
- ・ 「その他の収入」には、雑収入に係る収入額を計上している。
- ・ 「一般会計からの受入」には、健康保険法第70条の3、厚生年金保険法第80条、国民年金法等の一部を改正する法律第79条の規定による、健康保険給付費及び厚生年金保険給付費財源の受入額等を計上している。
- ・ 「業務勘定からの受入」には、厚生保険特別会計法第6条の規定により、業務勘定より受け入れる児童手当拠出金収入を計上している。
- ・ 「前年度剰余金受入」には、前年度決算上の剰余金の受入額を計上している。
- ・ 「人件費」には、職員に係る人件費を計上している。
- ・ 「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項に規定する補助金等を計上している。
- ・ 「委託費」には、補助金等に該当しない、対価性のある委託費及び交付金等を計上している。
- ・ 「業務勘定への繰入」には、厚生保険特別会計法第6条の規定により、児童手当拠出金の徴収に関する費用等に充てるため、業務勘定へ繰り入れる額を計上している。
- ・ 「庁費等の支出」には、庁費及び電子計算機借料等の物件費を計上している。
- ・ 「その他の支出」には、旅費、賠償償還及び払戻金等の経費を計上している。
- ・ 「建物に係る支出」には、建物の計上に繋がる支出額を計上している。
- ・ 「工作物に係る支出」には、工作物の計上に繋がる支出額を計上している。
- ・ 「資金への繰入」には、決算処理による資金への繰入額を計上している。

#### 8. 単位未満の計数の切り捨て及び100万円未満の計数の表示等

金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがある。

100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

## 附属明細書

(単位：百万円)

### 1. 貸借対照表項目に関する明細

#### (1) 資産項目の明細

##### ① 未収金の明細

内容	相手先	本年度末残高
児童手当拠出金未収分	国	17,448
合計		17,448

##### ② 固定資産の明細

区分	前年度末 残高	本年度 増加額	本年度 減少額	本年度 減価償却額	評価差額(本 年度発生分)	本年度末 残高
(有形固定資産)						
国有財産(公共用財 産を除く)	37,640	305	60	604	—	37,281
土地	27,808	—	—	—	—	27,808
立木竹	8	—	—	—	—	8
建物	7,363	4	—	366	—	7,001
工作物	2,459	300	60	238	—	2,461
物品	49	—	6	0	—	42
小計	37,689	305	66	604	—	37,323
(無形固定資産)						
ソフトウェア	43	71	—	8	—	106
小計	43	71	—	8	—	106
合計	37,733	376	66	613	—	37,429

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

内容	相手先	本年度末残高
児童手当交付金未払分	市町村	49,443
合計		49,443

2. 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 補助金等の明細

内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
被用者児童手当交付金	市町村	95,775	児童手当法第19条第1項に基づく交付金	無
特例給付交付金	市町村	29,851	児童手当法附則第6条第2項に基づく交付金	無
被用者就学前特例給付交付金	市町村	97,438	児童手当法附則第7条第4項に基づく交付金	無
非被用者児童手当交付金	市町村	33,490	児童手当法第19条第1項に基づく交付金	無
非被用者就学前特例給付交付金	市町村	38,727	児童手当法附則第7条第4項に基づく交付金	無
児童育成事業費補助金	地方公共団体等	29,451	児童手当法第29条の2の規定に基づく「児童育成事業」に必要な経費を補助したため	無
合計		324,734		

(2) 委託費の明細

内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
市町村事務取扱交付金	市町村	8,211	児童手当法第19条第2項に基づく交付金	無
合計		8,211		

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

款	項	金額
雑収入	雑収入	1,687
合計		1,687

4. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

款	項	金額
雑収入	雑入	1,687
合計		1,687

(2) 資金の明細

資金名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
積立金	65,975	3,493	—	69,468